

大阪府難病診療連携拠点病院に指定されました。

2018年11月1日付で、当院が「大阪府難病診療連携拠点病院」に指定されました。

難病は発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期の療養を必要とされるものと定義されております。

大阪府内の12の拠点病院とネットワークを形成し、情報を共有することにより、難病について早期に正しい診断、適切な疾病管理のための治療継続及び良質な療養生活の確保を図って参ります。

大阪府難病診療連携拠点病院の主な役割

- (1) 難病の判断を正しく行う医療の提供
- (2) 遺伝学的検査及び遺伝カウンセリングの実施、または適宜、他院への紹介等
- (3) 府民に対する情報提供

